



Title	抗日民主政權の法制概論：張晋藩主編『中国法制史』第19章(翻訳)(上)
Author(s)	張, 晋藩; 西村, 成雄
Citation	大阪外国語大学学報. 1988, 76(3), p. 67-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81212
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〔資料〕

抗日民主政權の法制概論

—張晋藩主編『中国法制史』 第19章（翻訳）（上）—

西村成雄 訳

〔解説〕

ここに訳出したのは、法学教材編輯部《中国法制史》編写組『中国法制史』（群衆出版社，第1版，1982年）の第十九章の全文である。編輯部の説明によれば，このテキストは法学教育の需要に応ずるため，「高等学校〔大学〕，法学試用教材」として，張晋藩ら9人のグループが編集したもので，「中国法制の起源，本質，役割とその歴史的展開」について体系的叙述がなされている。中国法制史の大学レベルの教材としての配慮がなされた標準的なものと考えられる。

第十九章の占める位置を知るために，参考までにこのテキストの章別編成を次に示しておく。

緒論

第一編 奴隸制下の法律制度

第一章 夏商の法律制度（B.C21世紀～B.C11世紀）

第二章 西周の法律制度（B.C11世紀～B.C770年）

第三章 春秋期の法律制度の変革（B.C770年～B.C476年）

第二編 封建制下の法律制度

第四章 戦国期の法律制度（B.C475年～B.C221年）

第五章 秦朝の法律制度（B.C221年～B.C206年）

第六章 漢朝の法律制度（B.C206年～A.D220年）

第七章 三国兩晋南北朝の法律制度（220年～581年）

第八章 隋唐五代の法律制度（581年～960年）

第九章 宋遼金元の法律制度（960年～1368年）

第十章 明朝の法律制度（1368年～1644年）

第十一章 清朝の法律制度（1644年～1840年）

第三編 半植民地半封建社会の法律制度

第十二章 アヘン戦争後、清朝の法律制度（1840年～1911年）

第十三章 太平天国の法律制度（1851年～1864年）

第十四章 南京臨時政府の法律制度（1912年1月～3月）

第十五章 北洋政府の法律制度（1912年～1928年）

第十六章 広州、武漢国民政府の法律制度（1925年～1927年）

第十七章 国民党政府の法律制度（1927年～1949年）

第四編 新民主主義革命期人民民主政權の法律制度

第十八章 工農民主政權の法律制度（1927年～1937年）

第十九章 抗日民主政權の法律制度（1937年～1945年）

第二十章 解放戦争期人民民主政權の法律制度（1945年8月～1949年9月）

総532ページからなり、1985年6月の第5次印刷で、31万3千部の発行となっている。また、このテキストの補助参考書として『中国法制史学習補導』（錢大群編写、南京大学出版社、1985年）が出されている。最近、こうした法制史や政治法律制度史、あるいはまた法律思想史などに関する著作が数多く出版されつつあるので、目に触れたものののみ列挙しておこう。

①張晋藩・張希坡・曾憲義編著、『中国法制史』第一卷，中国人民大学出版社，1981年。

②肖永清主編『中国法制史簡編』上，下冊，山西人民出版社，1981年，82年。

③游紹伊・呉伝太『中国政治法律制度簡史』湖北人民出版社，1982年。

④喬偉『中国法律制度史』上冊，吉林人民出版社，1982年。

⑤張国華・饒賢主編『中国法律思想史綱』上冊，甘肅人民出版社，1984年。

⑥張晋藩・楊堪・林中『中国近代法律思想史略』中国社会科学出版社，1984年。

ところで、新民主主義革命期における人民民主政權の形成史を分析する場合、おおむね井岡山瑞金ソビエト期の工農民主政權・抗日民主政權・解放戦争期人民民主政權という三段階を経て、人民民主政權の「全国化」＝中華人民共和国の樹立というとらえ方をしてきた。ここで訳出したもの、あるいは他の文献（たとえば、②・③）も同様の視点でまとめられているが、ただ通史という課題との関連で注目すべきは、同時期の「国民党政府の法律制度」（第17章）がとりあげられ、全体としての対比が可能となっていることである。

しかしながら、国民政府（国家権力）の本質と政治体制の規定については、なお、「官僚独占ブルジョワジー専制」であり、「封建的買弁的ファシズム独裁制度」（『中国法制史』，421ページ）であるとする従来からの通説を援用し、中国近代史上における国家権力全体のあり方を、人民民主政權が武装闘争によって空間的地理的に一步一步勢力圏を拡大してきたものとみなしている。

この点は、空間的地理的な意味での「二重権力」状態の漸進的克服過程を指しているが、そうしたとらえ方には、抗日期の民主政權論の前提となった中国共産党の国家構想の画期性を見失う傾向

が含まれるように思われる。なぜなら、まず第1に、抗日期（この場合、1937年から45年まで）を通じて中国政治は「抗日民族統一戦線」の枠組を保持し、近代多民族国家としての「意志」は、「国民政府」によって体现され、しかも民主政府は形式上、地方政府として（「辺区」）「国民政府」の一環に組み込まれていたからである。第2に、中国共産党はそれを前提としてはじめて「全国政權化」しうる国家構想＝新民主主義国家論を形成したからである。つまり、民主政權の量的拡大という分析レベルのみ（もちろん、そのことによる政治的統治能力の蓄積過程の分析は独自にあるし、本訳稿も基本的にはこの範囲に属す）ではなく、全国政權としての「国民政府」の止揚を射程距離においた国家論レベルからの把握の不十分さを自覚する必要があるのではなかろうか。

本訳稿は、抗日期の民主政權の法制的枠組を通史として体系的に叙述していること、さらにはそれらを踏まえて上に指摘したような問題に接近する手がかりを与える内容を含んでいる。なお、すでに翻訳されている呉大英・劉瀚「人民民主主義独裁の理論と実践」『立命館法学』第163号（1982年、第3号）も参照されたい。

附記：本訳稿の作成過程で、元本学大学院生佐々木千枝君、および、本学田中仁助教授各位から御援助をいただいた。記して謝意を表したい。

* * *

抗日民主政權の法制概論（1937年～1945年）

張晋藩主編『中国法制史』第19章⁽¹⁾

第一節 抗日民主政權の施政要領

1. 施政要領の制定
2. 施政要領の内容
3. 人権保障条例

第二節 抗日民主政權における革命立法の基本的内容とその特徴

1. 刑事関係法規
2. 土地および民事関係法規
3. 労働関係法規
4. 婚姻関係法規 (以上、本号)

第三節 抗日民主政權の司法制度

1. 裁判所組織
2. 訴訟制度
3. 馬錫五裁判方式
4. 調停制度
5. 獄政制度

1937年の「七・七」事変⁽²⁾から1945年「八・一五」＝日本帝国主義の投降までの期間は、中国人民の偉大な抗日戦争の時期である。

1935年11月、中国共産党は、中央紅軍を指導して北上抗日し、陝西・甘肅・寧夏などの地へ到達して中華ソビエト西北弁事処を組織し、陝北・陝甘・陝甘寧三省および関中・神府の二つの特区を統一的に指導した。⁽³⁾ 日増しに激化する日本帝国主義の侵略に直面して、中国共産党は、国共合作をさらに推し進め抗日民族統一戦線を発展させるため、1937年8月25日、著名な「抗日救国十大綱領」を公布した。⁽⁴⁾ 9月6日、中国共産党は、西北弁事処を陝甘寧辺区政府と改め、主力部隊を敵後方へ進軍させて敵後方に根拠地を開いた。根拠地の軍民は、野蛮な帝国主義者とその手先との8年間の血みどろの戦いを経て、日本侵略者の投降前夜までに、北は内モンゴル遼寧から、南は海南島に至る我が国の大部分の省区において、陝甘寧・晋察冀・晋冀魯豫・山東・晋綏など十九の抗日根拠地を樹立した。これらの根拠地においては、いずれも抗日民主政權、抗日と民主に賛同するすべての人々の政權がうちたてられ、革命的諸階級が連合して、漢奸・反動派に対する独裁を行った。これらの根拠地は、日本侵略者を攻撃するための戦略基地であり、根拠地の軍民は、日本帝国主義を打ちまかす中堅勢力であった。

戦争下において、辺区の各階級・各階層・各民族が団結して共同抗日にあたるため、各辺区政府は、十分に人民の民主を発揚して、力の及ぶ限り革命的法制を健全化し、辺区の広範な幹部と人民の積極性を発動することにより、立法と司法の実践面において多くの創造をなしたが、これら根拠地における法制建設は、建国後の法制建設のために貴重な経験を提供することになったのである。

第一節 抗日民主政權の施政綱領

一 施政綱領の制定

抗日民主政權、その樹立当初、施政綱領的な文獻、例えば、1939年の「陝甘寧辺区の抗戦時期における施政綱領」を公布した⁽⁵⁾。1940年3月6日、中共中央は、「抗日統一戦線政權の施政方針は、日本帝国主義に反対し、抗日人民を保護し、各抗日階層の利益を調整し、労働者・農民の生活を改良し、漢奸・反動派を鎮圧することをもって基本的出発点とするものでなければならない」と提起した^①。各根拠地は、この施政方針に基づいて、過去における諸工作を総括し、その結果、相前後して新しい施政綱領を発表した。すなわち、1940年8月の「晋察冀辺区における現段階の施政綱領」⁽⁶⁾、1941年7月の「晋冀魯豫辺区政府施政綱領」⁽⁷⁾、1941年11月の「陝甘寧辺区施政綱領」⁽⁸⁾、1942年5月の「淮南・蘇皖辺区施政綱領」⁽⁹⁾、1942年10月の「晋西北を強化し、建設するための施政綱領」⁽¹⁰⁾、1943年8月の「山東戦時施政綱領」⁽¹¹⁾等である。これらの綱領は、それぞれの辺区の必要に適合してただけでなく、新民主主義の政權建設ならびに法制建設の基本原則を體現し広範なる抗日人民の意識を反映していた。

これらの施政綱領の公布は、全国的に多大な影響を巻き起こし、各抗日階層の熱烈な支持を受け

た。

施政綱領の徹底した実行は、各辺区の一切の愛国人民を動員して一致団結し、堅固な防備を実現し、日本帝国主義の残酷な掃討と反共勢力の経済封鎖を粉碎して、抗日根拠地を堅持・拡大しただけでなく、各辺区の経済的繁栄と政治の民主化を促進し、各辺区を模範的な抗日民主根拠地となさしめた。特に施政綱領が規定した各項の立法原則は、辺区における法制建設に対して指導的役割を果たした。すなわち、各根拠地は、大量の単独法規を制定して、政治・経済・文化・教育など各方面の関係を調整したが、このことは敵に打撃を与え、人民を保護し、政権を固め、抗戦を強化する有力な武器となった。

二 施政綱領の内容

「陝甘寧辺区施政綱領」とその他各根拠地の施政綱領は、いずれも各根拠地における根本法としての性質を有する政綱であり、これらの綱領の基本的内容は、以下のとおりである。

第一に、これらの綱領は抗戦の綱領である。それは、あらゆる人力・物力・財力・知力を發揮して辺区を守り、中国を守り、日本帝国主義を駆逐するために戦うことを明確に規定している。そのためには、各辺区の武装力を拡大し、全人民による武装自衛を実行し、抗日のための民兵・自衛軍・少年先鋒隊の組織と訓練を強化し、遊撃戦争を広く展開しなければならない。兵役制度と後方勤務動員制度を改善して武装部隊の戦闘力を高めなければならない。軍人の結婚を保護し、抗日軍人の家族を特別に待遇し、犠牲となった軍人に対する補償をしなければならない。漢奸に走る者を厳しく鎮圧し、罪惡極まりない漢奸に対しては、土地・財産を没収しなければならないが、追隨分子に対しては、寛大な政策を実行し、更に、漢奸の犯罪はその家族を巻き添えにしない。敵軍及び傀儡軍官兵の捕虜については、一律に寛大な釈放政策を実行し、決して殺害したり、いかなる脅迫や侮辱行為も行わず、もし、自ら望んで抗日に参加しようとするものがあれば優遇する。

第二に、これらの綱領は団結の綱領である。それは抗日民族統一戦線の総方針を堅持し、辺区内の抗日的諸階級・労働者・農民及び抗日的な地主と資本家の団結を規定している。農村においては、減租減息・交租交息政策を実行して抗日的諸階級の関係を調整する。同時に、軍隊と人民の間の親密な団結を強め、辺区外の友党・友軍及び全国人民との団結を堅持し、投降・分裂・後退に反対し、抗日民族統一戦線を強化・拡大することを強調している。

第三に、これらの綱領は民主の綱領である。普遍的・直接的で平等な無記名投票の選挙制度を実行し、抗日民族統一戦線政権の三三制原則を実行することを規定しており、これによって共産党の政権中における指導的地位と、各党・各派および無党・無派の人士が等しく辺区の民意機関の活動と辺区行政機関の管理に参加しうることを保障している。あらゆる抗日的な党派・団体・人民の人権・参政権・財産権および集会・言論・結社・出版・居住・移転・信仰の自由を保障し、司法・公安機関が法に依ってその職務を執行する以外には、いかなる機関・団体・個人であろうと、いかなる人に対しても抑圧・逮捕・拘禁・審問・処罰・引き回しを行ったり、あるいは人格を侮辱するいかなる行為も行ふことはできない。人民は、いかなる公務員の違法行為についても告訴する権利を

有する。男女の平等を実行し、女性の地位を高め、女性の特殊な利益を保護する。民族蔑視に反対し、民族平等の原則を実行し、民族自治区を樹立し、少数民族の宗教信仰と風俗習慣を尊重する。

第四に、これらの綱領は建設の綱領である。経済建設の発展に努力することを呼びかけ、抗日人民の土地財産の所有権を確実に保証する。農業・林業・牧畜業の生産を発展させる。工業・手工業を発展させ、私企業を奨励・援助し、経営の自由を保障する。合作事業の発展を優遇するなど。

同時に、文化・教育面の建設に力を入れ、人民の文化・政治面における水準を高めることを規定している。各種の学校を開設することに力を入れ、無償の義務教育を普及させる。社会教育を展開し、文盲をなくし、幹部教育を強化して、思想・文化水準を高める。自由な研究を奨励し、知識階級を尊重し、教育の質を高め、教師の生活を改善する。

以上の内容からわかるように、これらの綱領は、反帝反封建の新民主主義革命の任務を実行する綱領であり、その基本精神は、「団結・抗戦・救国」であった。人民民主を発揚してはじめて団結を促進することができ、団結を強めてはじめて、抗日を保証することができるのである。施政綱領は、団結・抗戦の方針を明確に提起しており、中国人民のこの歴史時期における中心的任務を解決する正確な措置であることは疑問の余地がない。これは、我が党が革命を指導してきた二十年間の闘争の経験⁽¹²⁾、特に、抗戦以来の闘争経験の総括である。

三 人権保障条例

陝甘寧辺区とその他の根拠地の施政綱領は、いずれも、人権を保障する法律原則を規定していた。この原則にのっとって単独の条例を制定した根拠地もあった。たとえば、1941年11月、冀魯豫辺区行政署が公布した「冀魯豫における人民の権利を保障するための暫行条例」⁽¹³⁾、「1942年2月、陝甘寧辺区政府が公布した「陝甘寧辺区における人権及び財産権を保障するための条例」⁽¹⁴⁾、同年10月、晋西北臨時参議会を通過した「晋西北における人権を保障するための条例」⁽¹⁵⁾等は、我が国の人民的民主法制の建設史上において、法律によって人権を保障するという新たな一頁を開いたのである。

これらの条例は、まず人権の概念と範囲を明確に規定しており、「陝甘寧辺区における人権及び財産権を保障するための条例」の関連条文の規定に見いだせるように、人権は、抗日人民の各種の政治的自由と平等の民主的権利を指すものであり、最も主要なものは、人身の自由の権利である。

次に、人権保障の具体的規定について、司法・公安機関が犯人を逮捕するには、十分な証拠を必要とし、法の定める手続きによって執行することを強調している。司法機関は、犯人の引き渡しを受けてから二十四時間以内に尋問を行わなければならない。民事・刑事事件を審理する際は、三十日以内に判決を出し、当事者が長期の訴訟によって負担を受けることのないようにする。人民の利益が損害を受けた時には、公務員の違法行為のいかなる方法に対しても、告訴する権利を有している。司法・公安機関を除いては、いかなる機関・部隊・団体であろうと、何人に対しても逮捕・審問・処罰を加えることはできず、何人の住居に対しても不法に侵入・捜査を行うことはできない。区・郷の政府は、人民の訴訟を調停する権限を有しているだけであり、人民が司法機関に告訴を行

なうことを妨げたり、権限を越えて処分を加えることはできない。犯人に対し、人格の侮辱・殴打及び拷問によって供述を迫り、或いは自主を強制してはならない。

陝甘寧辺区は、司法の実践において、厳正に人権保障条例の執行を貫徹した。各階級の裁判所が審理した多くの事件例からみて、生命と人身の安全に対する妨害、通信の秘密・選挙の自由に対する妨害及び誣告・偽証等の罪に対して、いずれも法によって処罰を行って人権を保障した。この間の歴史を振り返って見ると、戦争期という環境のもと、根拠地が法律を制定してあらゆる抗日階級・階層の人民の権利と民主的自由の権利を保障し、彼らの抗日への積極性を十分に発揮させて、法制建設を重視する我が党の優良な伝統を樹立しえたことは、現在に至ってもなお深い意義を有している。

第二節 抗日民主政権における革命立法の基本的内容とその特徴

一 刑事法規

陝甘寧辺区と各抗日根拠地の施政綱領において、いずれも明確に下記の刑事立法原則を規定していた。すなわち、断固として頑固な漢奸や反共主義者たちを鎮圧する。しかし、決して多くの人を殺してはならず、無辜の人々に対してまで、いかなる追究の手を及ぼしてはならない。このような中間的な動揺分子や追従分子に対しては、過去の行為のいかんを問わず一律に寛大な政策を実行し、感化・教育して政治上・生活上の活路を与えることとし、殺害したり、侮辱したり、自首を強制したり、あるいは脅迫により始末書を書かせるということとはしてはならず、もし、抗戦への参加を希望するならば彼らを優遇する。敵軍・傀儡軍・反共軍の捕虜に対しては、大衆がその人物をひどく恨みに思っているため、殺すより他に方法のない者を除いては、一律に寛大な釈放政策を実行すべきであり、自ら進んで抗戦に参加するものはこれを受け入れて優遇し、望まない者は釈放するが、いずれの場合も侮辱を加えず、所持品に対する捜査は行なわない。釈放後、重ねて捕えられたものについては、その回数 of 多少を問わず一律にこの方法によって処遇する。

上に述べた立法原則は、辺区刑法の予先が、主として死んでも悔い改めることのない漢奸と反共主義者に向けられていたことを明らかにしている。同時に、また抗日民主政権が教育による感化を強調して威嚇による報復に反対し、鎮圧と寛大の両側面を相互に結合させた指導思想を実行していたことを反映している。

これらの刑事立法原則と指導思想を提起した根拠と出発点は以下の如きものであった。すなわち、抗日根拠地とりわけ敵後方の根拠地は、中国共産党の指導のもと、八路軍・新四軍などの抗日武装と広範な人民大衆が、長期にわたる苦闘を経て打ち立てたものである。しかしながら、それらは敵の包囲という環境のもと、敵の占領地との境界が交錯するという状況に置かれ、敵は常に探偵やスパイを送り込んで破壊・転覆工作を行い、国民党の反共主義者も常に特務工作員を派遣して反共・売国の画策を行っていた。このため、一方では特務活動の危険性を見極めて警戒心を強める必要が

あり、決して油断することはできなかった。また、他方では、広範な幹部と民衆は愛国的で、民主政權を擁護するものであり、敵のスパイ・特務はほんの少数で、その中でも頑固な分子はさらに極めて少数であり、大多数の人は教育と援助を受けることにより悔い改めることができるということを決意として確信すべきであった。決して敵情を誇大に評価して、つまらないものにびくびくし、中間分子と動揺分子を敵の陣営におしやるようなことは断じてあってはならなかった。人民の民主的権利を確実に保障し、各階級の抗日への団結を強め、抗日民族統一戦線を強化・拡大しなければならなかったのである。

抗日民主政權における刑法の任務は、刑罰をもって辺区を破壊し抗戦を破壊する行為及びその他の刑事犯罪行為に対処し、そのことによって辺区を防衛し人民政權を強化し人民の合法的権利を保護し抗戦という大業を保障しようとしたのである。

上述の刑法に関する指導思想と立法原則に基づいて、陝甘寧辺区と各根拠地は、相前後して大量の刑事に関する単独法規を公布した⁽¹⁶⁾。その主なものは、漢奸に対する懲罰、盗賊に対する懲罰、軍隊に対する破壊活動、軍事工作に対する妨害、金融破壊に対する処罰、敵性物資の流通禁止、傀儡政權の貨幣の取締り、アヘンの禁止、汚職に対する懲罰等に関する条例であった。敵後方の根拠地は、敵の包囲及び掃蕩攻撃に対処しなければならないという特殊な環境におかれていたが、人民の財産を守るため、1941年10月、晋冀魯豫辺区は、「空室清野⁽¹⁷⁾の財産処理法⁽¹⁸⁾」を公布し、また、1942年4月、晋察冀辺区は、「貯蔵財産に対する破壊行為についての処理法⁽¹⁹⁾」を公布した。この他に、土地・債務・婚姻・選挙・戦時動員・救国公糧の徴収などについての条例の中に、これらの法令を破壊するものに対して刑事責任を負わす規定を設けていた。

各抗日根拠地の司法実践においては、刑事案件を重大な刑事案件と普通の刑事案件の二類に分けていた。このような分類は、民族矛盾が上昇して主要矛盾となったという客観状況に適合しており、また、消極的な要素を積極的な要素へ変え、あらゆる団結可能な力量を団結させ、人民に危害を加え抗戦を破壊する最も重大な犯罪に対して集中的に対処する上で都合のよいものであった。

抗日民主政權が、犯罪に対して刑罰を適用する目的は、敵を鎮圧して犯罪を処罰することを通して、犯人を教育して思想を変えさせて辺区の法を遵守する公民とし、人民の中の意志の弱い者を教育して犯罪を予防することにあり、これによって、社会秩序を維持し人民の政權を強化し抗戦の勝利を保障しようとするものであった。

辺区の刑罰の種類に関する規定は必ずしも一致しない。陝甘寧辺区においては、主な量刑として、(1)死刑、(2)有期徒刑、(六ヶ月以上)、(3)苦役、(15日以上六ヶ月以下。主として「村に帰して服役させる」ことや「郷に引き渡して執行する」といった方法がとられていた。)、(4)訓戒があった。主な刑の中に無期懲役はなかった。懲役の最高刑期は、当初五年とされたが、1942年の辺区政府第十三回政務会議において、「もし死刑の判決を下せばあまりに重く寛大の意が失われるが、五年の刑と判決すればあまりに軽く人権・財産権の保障に影響するような事件が多く、故に、最高刑期を十年と改める」と決定された。敵後方の根拠地においては、漢奸と敵の特務の犯罪が比較的多く、多

数の犯罪人に活路を与え抗戦に利するようにするため、無期懲役と最高刑期を十年とする有期懲役を規定した。付加刑の規定としては、(1)没収(主として、漢奸で罪状が重大なものと、毒物を密輸・販売するなどの犯罪について、土地・財産の没収をおこなった)、(2)罰金(これも独立して適用され、主として経済に関する犯罪において用いられた)、及び(3)公民権の剥奪があった。

各辺区の刑事法律は、漢奸・盗賊、及び、辺区の破壊・軍隊の破壊・重要な貯蔵品の破壊といった重大な犯罪に対し、罪状が甚しい者について、一般的には死刑・無期及び長期の懲役を科し、あわせて財産の没収や罰金を科することを規定している。強迫によって犯罪行為に加わった者・自首した者・事前に申し出て破壊を防いだ者・犯罪を犯した年齢が14歳以下と80歳以上の者に対しては、各条例とも減刑又は免刑の規定が設けられていた。貯蔵品の窃盗などで罪状の軽い者については、貯蔵品を追給し、賠償させる他は、減刑することができた。このほか、各辺区の法律には、いずれも仮釈放の規定があり、更に、社会的危険性が比較的小さく、改造がよくなされた罪人に対しては通常苦役の形で懲役が執行された。

二 土地及び民事法規

抗日民族統一戦線を実現するため、革命根拠地は、地主の土地を没収して農民に分配する政策を減租減息政策へと変更した。この政策に基づいて、陝甘寧辺区と各抗日根拠地の施政綱領は、いずれも土地及び利息についての立法原則を規定した。敵後方の抗日根拠地の施政綱領は、あらゆる抗日人民の土地と財産の所有権を保護し、いかなる個人・団体・機関も、これを統制・限定・没収・干渉することはできないこと、減租減息・交租交息・⁽²¹⁾ 低利貸付けを確実に実行すること及び没収した漢奸の土地を貧しい抗日軍人の家族や人民に優先的に分配・貸借することを規定している。陝甘寧辺区では、大部分の地区が土地革命を経ているため、綱領は以下のように規定している。「土地が既に分配されている区域においては、一切の土地を取得した農民の土地私有権を保障する。土地が未分配の区域においては、地主の土地所有権と債権者の債権を保障するが、小作料及び利率を下げた上で、小作農は地主に一定の利息を納めることとし、政府は、地主小作の関係及び債務関係に対して合理的に調整を加えるものとする。」このような規定こそが、抗戦への団結・生産の増加・人民生活の改善という目的を達成する上で有利なものであった。

これらの原則に基づき、各根拠地は相前後して多くの単独法規を公布した。すなわち、1938年4月の「陝甘寧辺区土地所有権証条例」⁽²¹⁾、1939年4月の「陝甘寧辺区土地条例」⁽²²⁾、1942年12月の「陝甘寧辺区土地小作条例草案」⁽²³⁾、1943年9月の「陝甘寧辺区における土地抵当に関する紛争及び旧債権に関する紛争についての処理原則」⁽²⁴⁾、1944年1月「陝甘寧辺区地権条例草案」⁽²⁵⁾、1938年2月の「晋察冀辺区における小作及び貸借に関する条例」⁽²⁷⁾、及び、1942年10月の「晋察魯豫辺区における土地使用に関する臨時条例」⁽²⁸⁾等である。

これらの条例の主な内要は、以下の通りである。

1. 土地所有権の保護

辺区は、分配された土地に対する農民の所有権、及び、土地改革がまだ行われていない地区にお

ける地主の土地所有権を承認する。公有私有を問わず、あらゆる土地の所有権は、等しく保護を受け、いかなる者もそれを侵すことはできない。

人民の土地私有権に対する保護の具体的内容は、およそ合理的に土地を所有する人は、法令の規定する範囲において、その所有する土地を自由に使用し収益を得、処分（売買・質入れ・抵当・贈与・相続）する権利を有するというものであった。

漢奸の土地に対して、条例は以下のように規定している。すなわち、およそ、祖国にそむき敵に下った徹底した漢奸の主要な者は、その土地を没収する。一家で祖国にそむいた者は、その全ての土地を没収する。その家族で抗日に参加している者があれば、相応の土地を留保する。没収した漢奸の土地は、榮譽軍人とその家族・貧しい抗日軍人家族、及び、貧しい農民に順次分配又は貸借する。

逃亡地主の土地については、その所有権をなお保護するが、敵の占領地に逃亡した者については、一律に売却・典質とを認めない。まだ他人に経営を委託していない者は、現地の政府が臨時的に貸借してそれを管理し、逃亡地主が帰郷した時に、政府は収穫期のあと、租税と管理費用を差引いた上で土地と小作料を彼に返還する。

2. 抗日人民の財産相続権の保障

抗日根拠地の法律は、私有財産権を承認・保護し、また抗日人民の財産相続権を保障した。相続は、法定相続と遺言による相続の二種類に分けられる。

法定相続の順序は、配偶者相互の相続の他に、(1)直系の親族で当事者より下の親等のもの、(2)父母、(3)兄弟・姉妹、(4)兄弟の子女、(5)祖父母の順となっており、養子女の相続権は実子女と同等である。辺区は、女性の相続権を保護したが、自ら放棄することを望む者には、それを妨げない。

遺言による相続は、口頭と書面による二種に分けられ、口頭の遺言は第三者の証明を必要とし、書面での遺言は本人のサインを必要とするが、サインのできない者は、第三者がこれを代行することができる。断絶した家族の土地は遺言により処理されるが、遺言のない場合は、最も近い親族によって相続される。既に法によって相続されたものは、その所有権を保護される。

3. 減租交息及び小作権の保障

陝甘寧辺区と各根拠地の減租減息条例では、いずれも、土地改革の実現していない一切の地区における地主の土地の貸し出しを許可したが、二五減租、すなわち、抗戦前の小作料25%減額を実行することにした。小作形態の相違によって、減租の方法もまた同じではなかった。華北の各根拠地では、以下のように規定していた。

(一) 小作地契約とは、地主は土地を貸し出す他には、小作人に生産道具や生産手段を提供せず、一定の小作料の支払いを約することを指す。減租ののちは、小作料は、収穫総額の1000分の375を標準としたが、土地の良し悪しを勘案し、双方の協議を経て、若干増減することができる。

(二) 半小作地契約とは、地主が、土地を貸し出す他に、家畜・農具・種子・肥料のすべてを提供することを指す。減租ののちは、小作料は収穫総額の100分の50を標準とするが、特に肥沃な土地

については若干の増額も可能である。

(三) 活租地契約とは、地主は、ただ土地だけを貸し出し、前もって小作料を約定せず、その年の収穫物を地主と小作人の双方で比例分配することを指すが、一般的には、小作人が100分の65、地主が100分の35を得る。

「陝甘寧辺区の土地小作条例」は、異なった小作形式、すなわち、定租・活租・夥種・安庄稼に対して、二五減租の原則によって、異なった減租方法を規定した。

各抗日根拠地の関係条例は、いずれも、減租を経たのち地主はあらかじめ小作料及び押租を徴収すること、小作料以外の雑租・小租・雑役・送り物などの規定以外の取り立てを行うこと、更に、無報酬で土地の耕作をさせることにより規定外の搾取を行うことはできず、規定を守らない者は、法に従って制裁することを規定した。

条例は、小作人は減租後の小作額に従い期日どおりに小作料を払わねばならず、可能であるのに故意に払わないということはあってはならないこと、この様な場合、地主は政府に従って取り立てを請求する権利を持つこと、天災や人災によって収穫を減少したり、或は、小作人が極端に貧しく小作料を全額払うことができない場合、双方の協議のうで納期を遅らすことができるが、地主は小作人から利息をとることができないことを規定していた。

小作権の保障が減租を実行する要であった。小作権を保障しなければ、地主は、いろいろな口実を設けて土地を回収したり、さまざまな形で租税を増やして、規定外の搾取を行うのであり、農民は土地を借りられずに生計を失うことを恐れて、減租を取って行わず、また、地主にいつ土地を取り上げられるかと心配して、積極性が失われ、その結果生産の発展に影響して、減租を形式だけのものにしてしまう可能性があった。このため、各根拠地の小作条例は、いずれも小作権保障の規定を有していた。

「晋冀魯豫辺区における土地使用に関する臨時条例」は、地方の習慣である永久小作権を留保すること、永久小作権がない場合は、双方の協議によって、比較的長期の小作契約、例えば、5年以上を結ぶことを規定していた。

各抗日根拠地の土地条例は、下記のような場合、すなわち、小作契約期間が満期となった場合、小作契約で期日を明記しない場合、地主が確かに自ら耕作しあるいは人を雇って耕作しようとする場合、小作人が意図的に耕作せず、あるいは耕作料を納めずに一年を経過した場合、小作人が土地を又貸しして利益を図った場合、減租ののち、小作人が支払い能力があっても故意に地代を支払わない場合、小作人が死亡しそれを引き継ぐ者がいない場合、小作人が自ら小作権を放棄した場合、地主は、小作契約を解除できるが、それ以外の場合、土地を回収することはできないことを規定し、これによって小作権を確実に保障した。条例は、更に、地主が小作地を典売する場合、小作人は、これを買受ける優先権を有し、また、その土地を買受けた者が自ら耕作し、あるいは人を雇って耕作するのでなければ、従来の小作人は、引き続き小作する権利を有することを規定していた。

4. 減息交息、及び、低利貸借の保障

減息とは、抗戦前に成立し、抗戦後もなお存在していた貸借関係を指す。減息の方法は以下のとおりであった。すなわち、陝甘寧と晋冀魯豫などの区辺では、年利1割5分を、晋冀魯豫辺区等では、年利1割を利息計算の標準とし、更に、利息の支払分が元金を返還することにより、また利息の支払が、既に元金の二倍をこえた者については、元利とともに支払いを停止し、貸借関係が消滅したものと看做すと規定していた。債権者は減息のゆえに貸借契約を解除することはできず、債務者は古い帳簿を清算して、無償で抵当に入れた土地を取り戻すことはできず、更に、減息ののち、利息の支払いを拒むことはできなかった。旧時の高利貸し、すなわち、貸借時における利息の天引き・慶弔時の利息⁽²⁹⁾・印子銭などは一律に禁止された。

新たな貸借契約における利率は、その他地域の社会・経済を勘案して貸借関係が成立する限度と見あうように、貸す側と借りる側の双方が協議の上で決定しなければならなかった。新たな利率は、あまり低くしすぎてはならなかった。そうすることによって、貸借の関係が滞り、解放区の経済生活に不利になるということのを避ける必要があったからである。新たな債務においては、天災・人災・その他の不可抗力な原因によって債務者が契約を履行することができないような場合、事情を酌量して利息の減額あるいは免除するよう政府に調停を請求することができた。

辺区は、抗日人民の土地所有を保障し、減租減息・交租交息及び低利貸付を実行したが、この対策の出発点となる基本的な認識は、農民は抗日と生産における基本的な勢力であり、減租減息を実行して、地主による封建的搾取を軽減し、農民の生活を改善してこそ、広範な農民の抗日と生産へと向う積極性を高められるということであった。同時に、地主のうちの大多数の者が抗日の要求を持っていること、及び一部の開明紳士も民主的改革に賛成していることを考慮して、地主階級と連合して抗日にあたるためには、徹底的に封建的生産関係を消滅させるやり方を封建的搾取を軽減するやり方に改める必要があった。減租減息を行なうからには、交租交息を実行して、地主の人権・政治的権利・土地に対する権利及び財産権を保障しなければならなかった。更に、この立法は、富農階級の生産方法が比較的進歩的なものであり、政治的にも抗日と民主の要求していることを考慮していた。従って、富農生産及び富農との連合抗日を奨励し、広範な貧農・中農が不満としている一部の小作料・利息における封建的搾取を軽減しなければならなかった。また、富農が雇農を雇用する条件についても適当な改善がなされるべきであった。

上に述べた土地及び民事に関する立法により、農民のこの段階における利益と長期的な利益とを結合し、階級的利益を民族全体の利益に従属させ、農民と地主の間、及び雇農と富農の間の矛盾を合理的に調整することができたのである。

三 労働法規

陝甘寧辺区と各抗日根拠地の施政綱領は、いずれも労働立法の原則を規定・確認していた。すなわち、それは、労資双方の利益を調節すること、資本家側は、適切に労働者の生活を改善し、労働者の賃金を引き上げ、労働時間を減らさなければならないこと、労働者は、労働規律を守り、労働

に努め、生産を増加させねばならないこと、労資双方は、労働協約を守らなければならないこと女子労働者・青年労働者及び若年労働者を保護し、彼らに対して同額の報酬を保障すること、職員労働組合は、労働者の利益を保護することの他に、政治的に労働者を教育し、生産への熱意を高めなければならないことなどである。これに基づいて、各根拠地は、いずれも、相前後して労働に関する規律を公布した。例えば、1941年11月、晋冀魯豫辺区⁽³⁰⁾の「労働者保護のための臨時条例」、1942年、陝甘寧辺区が公布した「労働保護条例草案⁽³¹⁾」などである。これらの法規の基本的内容は、以下のとおりである。

1. 労働時間と賃金

辺区は、8～10時間労働制を実行する。抗戦の必要のため、労働者が自ら願って勤労奉仕を行なうことについては、この限りではない。雇い主が労働者に対し、規定外の労働を要求する時は、事前に労働者の同意を必要とし、併せて時間外賃金を給付しなければならない。祝日・休日に、労資双方の同意のもと労働を行なう場合、本来の賃金を規定どおり給付する他に、さらに日給を増額して給付しなければならない。

賃金の標準は、労働組合・雇い主・労働者の三者が協議し、各地の生活の状況に照らして、一般的には労働者本人の他にあと1人及至1.5人が生活に最低必要とする費用を標準とする。男女は、同じ労働に対して同じ報酬を得る。労働協約で決めた賃金は、資本家側がいいがかりをつけて減額したり、支払いを滞らせてはならないし、労働者も規定外の要求をしてはならない。例えば、雇い主は、機械の点検修理・原料の不足・政府の法令に対する違反あるいは、その他の過失によって操業を停止した時には、操業停止期間の賃金は規定どおり支払わねばならない。法定の休暇における賃金は一律に規定通り支払うものとする。

2. 労働の保護

各工場企業は、必要な衛生・安全・防護設備を備え、労働災害の発生を予防し減らさなければならない。上級機関は随時検査を行ない、建築・設備の欠陥を発見してその操業停止と修理を命じることにより、労働者の身体の高健康と生産の安全に危害を与えることのないようにしなければならない。実際の必要に基づいて、工場側は、一定の期間ごとに労働者に労働保護用品を支給しなければならない。労働者が勤務のために病気になる或いは負傷した場合、賃金を規定通り給付する他に、医療費は資本家側が負担しなければならない。勤務のため障害が残った場合、資本家側は障害手当を給付しなければならない。労働者が勤務のため死亡した場合、資本家側は、埋葬費と遺族への保障金を給付しなければならない。労働者が勤務中に敵や漢奸に逮捕された場合、資本家側は、その家族に対して救済費または保障金を適宜給付することとする。

3. 労働者の権利

労働者は自由に労働組合を組織する権利を有する。労働者が労働組合やその他の会議に参加することについて、会議を証明するものがあれば、雇い主はそれに干渉することはできない。雇い主は、労働者の文化・教育費及び労働組合費を負担するものとし、その額は賃金総額の2%とする。労働

者を打ったり罵ったりして虐待・侮辱することを厳禁する。特に学徒（徒弟）については、雇い主は、労働者の過失を理由に私的に処罰し、賃金を払わないというようなことをしてはならない。雇い主は、理由なく労働者を解雇することはできず、理由あって労働者を解雇する場合は、まず労働組合の同意をえ、併せて退職する労働者に退職金と旅費を給付しなければならない。

4. 労働協約と団体協約

労働協約の締結は、労資双方の自ら希望するところを原則とし、期間が終了したのちはどちらの側も同等に、協約解除を宣告する権利を有す。途中で協約を解除する場合、労資双方の同意によりこれを有効とする。もし一方が同意しないならば、労働組合に報告して仲裁させ、仲裁不成立の場合、政府に処理を願い出ることとする。

団体協約は、職員労働組合の労働者代表と、公営工場側または資本家側の協議を通じて成立するものである。

労働協約と団体協約の内容は、いずれも労働時間・賃金および各種の福利待遇など、双方が受け負うべき権利と義務を規定する。契約が一旦発効すれば、双方は必ずこれを履行しなければならない。契約の内容は、現行の労働立法に違反・抵触してはならず、そうでなければ効力を発生しない。事業主が変わった場合、新しい協約が成立する以前であれば、旧協約が継続して有効であるものとする。

5. 女子労働者・青年労働者・若年労働者の保護

抗日民主政權は、女子労働者・青年および若年労働者の特殊な利益に特に関心を払い、青年労働者・若年労働者の労働については、その身体を健康を害さないこと及び教育に有利であることをその原則とした。青年労働者と若年労働者は、比較的短い労働時間を規定していた。仕事が特に重労働で、身体に健康に有害であるもの及び地下労働については、女子労働者・青年労働者を雇用することを禁止する。授乳中の女子労働者および妊婦・若年労働者が夜間の労働をすることを禁止する。女子労働者の出産については、二ヶ月の産時休暇を認めその間の給料は規定の通りとする。乳児のある女子労働者には、毎日適当な授乳時間を与える。

これらの労働法規の規定は、抗日戦争の現実から出発し、労働者の利益を守ることに着眼し、労働者の抗日への積極性を引き出し、更に、労働者に労働規律を遵守するよう要求して資本家に利益を図らせ、労資関係を調節して資本家を抗日へと団結させ、抗日民族統一戦線を強化し、公私及び労資の双方が共同して生産の発展のため努力するうえで有利なものであった。

四 婚姻法規

陝甘寧辺区と各抗日根拠地の施政綱領は、いずれも婚姻・家庭立法の原則についての規定を有していた。すなわち、男女の平等・婚姻の自由・一夫一婦制は、新民主主義の婚姻家庭制度を建設する綱領であった。

各抗日根拠地は、多くの婚姻法規を制定した。たとえば、陝甘寧辺区が1939年4月に公布した「婚姻条例」³²、1942年12月に公布した「抗日軍人家族の離婚処理方法」³³、1944年3月の「婚姻修正臨

時条例⁽³⁴⁾」, 晋察魯豫辺区が, 1942年1月に公布した「婚姻臨時条例⁽³⁵⁾」などである。

各辺区における婚姻条例の徹底は, 封建的婚姻制度の軛を打破して新しい婚姻家庭制度を確立し, 女性の社会的地位を初歩的に変革し, 自ら望むところによって結ばれた幸福な夫妻が無数に出現し多くの仲むつまじく団結した新しい家庭を創造した。

[原註]

①『毛沢東選集』第二巻, 737頁。(「抗日根拠地の政権問題」)

[訳註]

- (1) 本書の第19章の初稿は, 楊永華・方克勤の両氏が執筆した。
- (2) 盧溝橋事件の勃発により, 日中全面戦争が開始された。
- (3) 長征(1934年10月～)を経て, 中国共産党中共およびその主力軍は, 陝西省北部に集結した。
- (4) ①日本帝国主の打倒, ②全国の軍事的総動員, ③全国人民の総動員, ④政治機構の改革, ⑤抗日的外交政策, ⑥戦時財政政策, ⑦人民政策の改善, ⑧抗日教育政策, ⑨漢奸・売国奴・親日派の排除及び後方の強化, ⑩抗日の民族の団結。
- (5) 韓延龍・常兆儒編『中国新民主主義革命時期根拠地法制文献選編』(以下、『選編』と略す), 第1巻, 中国社会科学出版社, 1981年5月, 所収。
- (6) 同前書所収。
- (7) 同前書所収。
- (8) 同前書所収。1941年5月1日, 中国共産党中央局提出, 同年11月, 陝甘寧辺区第二期参議会通過。
- (9) 未見。
- (10) 『選編』第一巻所収。
- (11) 同前書には, 「山東省戦時施政綱領(節録)」(1944年2月28日公布)が所収されているが, 本文中の文献と同一のものか否かは不明。
- (12) 中国共産党の設立は, 1921年7月23日から5日間の第一次全国代表大会で成立した。
- (13) 『選編』第一巻所収。
- (14) 同前書所収。
- (15) 同前書所収。1942年11月, 晋西北臨時参議会が原案を修正のうえ通過, 同月, 晋西北行政公署公布。
- (16) 『選編』第三巻所収。
- (17) 敵軍に利用されないように家財や田畑の作物を隠匿すること。
- (18) 『選編』第三巻所収。
- (19) 同上書所収。
- (20) 「租」は小作料(地代), 「息」は利息のこと。
- (21) 『選編』第四巻所収。
- (22) 同前書所収。
- (23) 同前書所収。
- (24) 同前書所収。
- (25) 同前書所収。

- (26) 同前書所収。
- (27) 同前書所収。
- (28) 同前書所収。1941年11月公布，42年10月修正，43年9月および45年5月修正，補充。
- (29) 日決めで，或いは毎月に按分して返済する高利の貸借。
- (30) 『選編』第四卷所収。
- (31) 同前書所収。
- (32) 同前書所収。
- (33) 同前書所収。ただし，同書では，1943年1月公布としている。
- (34) 同前書所収。
- (35) 同前書所収。

(以下次号)